明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令（経済産業五二）　一
〔告　示〕
○令和四年総務省告示第三百二十五号の一部を訂正する件（総務三八九）　二
○令和四年総務省告示第三百七十七号の一部を訂正する件（同三九〇）　三
○令和四年総務省告示第二百七十八号の一部を訂正する件（同三九一）　四
○平成六年自治省告示第二十号の一部を訂正する件（同三九二）　五
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出がなかったので公表する件（同三九三）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出がなかったので公表する件（同三九四）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件（同三九五）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三九六）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三九七）　七
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同三九八）　七
○農地法第四条第一項の規定に基づき農林水産大臣が指定する市町村を告示する件の一部を改正する件（農林水産一五七七）　七
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付公告の一部取消、押収物還付関係　八
裁判所
破産、免責、再生関係　八
特殊法人等
独立行政法人情報処理推進機構令和四事業年度財務諸表、日本私立学校振興・共済事業団令和四事業年度財務諸表、独立行政法人都市再生機構、公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会懲戒処分関係　九
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、解散命令関係　一〇
会社その他
会社決算公告　四

省令

○経済産業省令第五十二号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行に伴い、独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十七日

経済産業大臣　西村　康稔

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人情報処理推進機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（令和二年経済産業省令第七十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項に規定する主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～八　［略］ 九　法第五十一条第一項第十号に規定する高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第六十条の二に規定する調査に関する事項 十　法第五十一条第一項第十一号に規定するガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第百七十条の二に規定する調査に関する事項 十一　法第五十一条第一項第十二号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項 十二　法第五十一条第一項第十三号に規定する電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百五条の二に規定する調査に関する事項	（業務方法書の記載事項） **第一条の四**　機構に係る通則法第二十八条第二項に規定する主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一～八　［略］ ［新設］ 九　法第五十一条第一項第十号に規定する中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十七条に規定する業務に関する事項 ［新設］